

賃金控除に関する協定書

と は労働基準法第24条第1項但書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

1. は、毎月 日、賃金支払いの際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2. この協定は 年 月 日から有効とする。

3. この協定は、何れかの当事者が 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

年 月 日

使用者職氏名

印

従業員代表

印

(この頁は提出書類ではありません)

☆ 賃金控除に関する協定書作成にあたっての注意事項は、次のとおりです

1 どんなときに作成するか？	賃金の支払いに際し、社宅費、寮費、購入物品の代金等を賃金から控除する場合、作成します
2 だれが作成するか？	使用者と、その事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、または労働者の過半数を代表する者が作成します
3 いつ作成するか？	予め、つまり、賃金控除を開始する前に作成しなければなりません
4 作成後の取扱はどうするか？	各事業場に掲示することとされています

※ 使用者とは、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をするすべてのもの」を言います。たとえば、工場長や人事部長など事業主から一定の権限を与えられている者を含みます。